

○函館市都市計画審議会条例

平成12年3月28日条例第6号

函館市都市計画審議会条例（昭和44年函館市条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、函館市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員、臨時委員および専門委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 6人
 - (2) 市議会の議員 5人
 - (3) 関係行政機関の職員 2人
 - (4) 市内に住所を有する者 2人
- 2 臨時委員は学識経験のある者または関係行政機関の職員のうちから、専門委員は学識経験のある者のうちから、それぞれ市長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 職能の故をもって委嘱された委員がその職を退いたとき、または市内に住所を有する者のうちから委嘱された委員が市内に住所を有しなくなったときは、委員を解嘱されたものとする。
 - 6 職能の故をもって委嘱された臨時委員がその職を退いたとき、または当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは臨時委員を、当該専門の事項に関する調査が終了したときは専門委員を、それぞれ解嘱されたものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により函館市都市計画審議会の委員に委嘱され、または任命されている者は、この条例の施行の日に解嘱され、または解任されたものとする。
- 3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)